

ダム工学会の一般社団法人への移行について

1. 公益法人制度改革とダム工学会の法人移行への意義について

公益法人制度については、明治 29 年の民法制定以来、抜本的な見直しが行われず、主務官庁の許可主義のため、公益性の判断基準が不明確で、それにより営利法人類似の法人が存続すること、また法人も設立が容易でないことなど、数々の課題が上がっていた。

このような諸課題に対処するため、平成 20 年 12 月 1 日より新しい公益法人体制(図 1 参照)が敷かることとなる。新制度においては、公益法人は一般社団法人(登記のみで原則誰もが移行できる)と公益社団法人(登記に加えて公益認定が必要)に分類される(財団法人は省略)。

ダム工学会が法人に移行する意義としては、

(i)ダム工学会の社会的な認知度の向上

(ii)学術研究費の補助金交付の受けやすい体制の確立

(iii)公益法人改革後における、現状の任意団体という立場の将来的な不透明性

(iv)法人設立が容易になったこと。

が挙げられる。

さらに、平成 19 年 12 月 13 日には平成 20 年度税制改正大綱が打ちだされた。これによると、公益法人制度改革への対応として、各法人に対する課税のあり方が決定された。大綱によれば、前述の一般社団法人は課税上、非営利一般社団法人と、普通法人である一般社団法人とにさらに細分されることとなる。

具体的に各法人がそれぞれ、課税面での相違点や、組織や会計、定款、提出書類等でどのような条件が課せられるかを表 1 に示す。

2. 法人化に向けた平成 20 年度の活動方針(案)

ダム工学会の当面の措置としては、一般社団法人となり 非営利一般社団法人を目指すことが適当であると思われる。その後、公益認定を受けるか否かについては、状況を見て判断し、再度検討していくものとする。

図 2 に現行の任意団体から、一般社団法人に移行するまでの概略のフローを示す。

当面の活動方針としては、今年度 12 月の公益法人制度改革関連三法の施行に向け、会計整備や定款作成等の登記の準備をすることが適当と考えられる。ただし、実際に登記をする時期は 12 月の三法の施行後とする。

法人化に向けて定款作成、登記等の事務手続きを効率的に行うため、専門的な機関に業務を外注することとし、そのための予算として平成 20 年度予算に 50 万円を計上する。

また、ダム工学会として、工学関係の他の学会、協会との交流を図り、ダム工学会研究のさらなる向上発展を図ると共に、公益法人改革に関する情報や他団体の動向を入手するため、(社)日本工学会に加盟することとし、その年会費として平成 20 年度予算に 3 万円を計上する。

3. 平成 21 年度以降について

平成 21 年度の第 19 回通常総会にて定款の承諾を得て、引き続き公証人認証等の一般社団法人としての登記手続きを執り行う。

公益法人制度改革のポイント

- ・「民間が担う公益」を我が国社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進
- ・公益法人について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、制度を抜本的に見直し

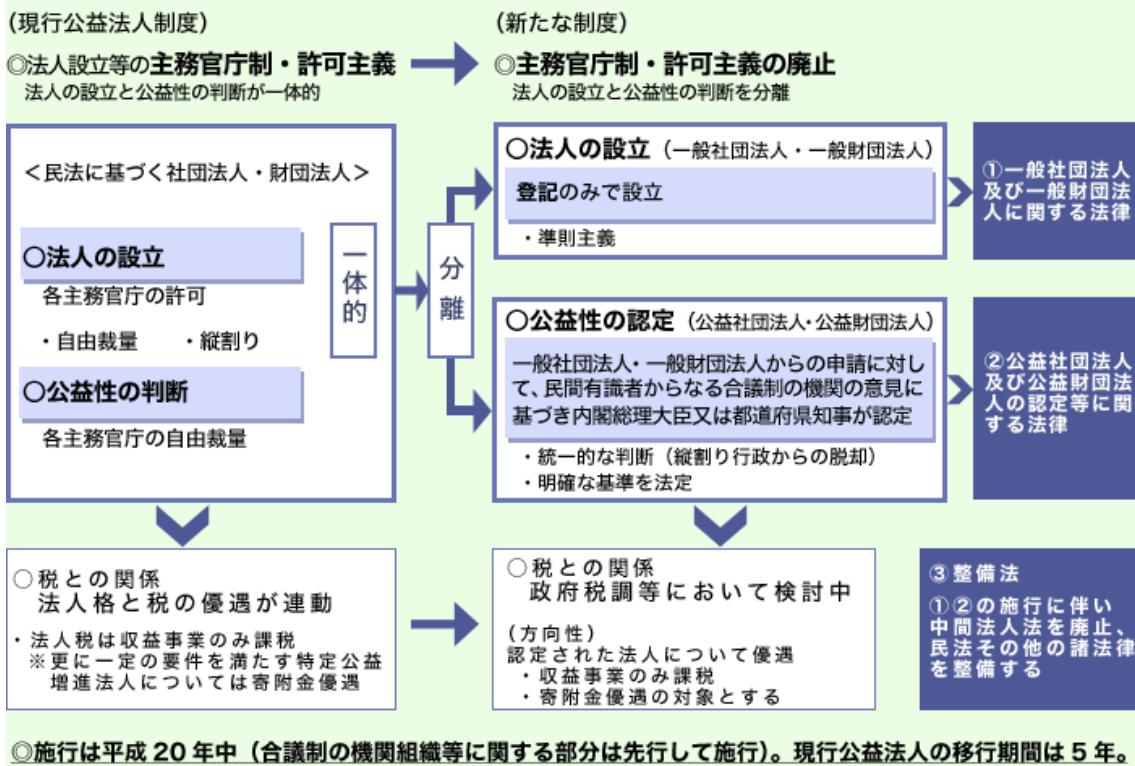


図1 新しい公益法人体制

表1 新公益法人制度における各法人の条件等の違い

項目名	當利法人	非営利法人		
		一般社団法人(理事会設置する場合)		③公益社団法人
		①普通法人である 一般社団法人	②非営利一般社団法人	
●課税				
・法人住民税	一般税率の適用 [20万円]※	最低税率の適用[7万円]	同左[7万円]	同左[7万円]
・法人事業税	普通法人として適用 (所得×7.3%) [推定額100,000円]	特別法人として適用? (所得×6.6%) [推定額90,000円]	同左 [推定額90,000円]	同左 [推定額45,000円]
・法人税	全事業所得が課税対象 所得×30% (800万以下は22%) [推定額300,000円]	同左 [推定額300,000円]	収益事業から生じた 所得のみ課税対象 所得×30% (800万以下は22%) [推定額0円]	同左 [推定額0円]
●組織				
・総会		年に1回以上総会を実施	同左	同左
・理事会		—	—	理事会の設置が必要
・理事		3人以上の理事の選任	同左	同左
・監事		監事の設置が必要	同左	同左
●会計				
・帳簿		会計帳簿の作成が必要	同左	同左
・必要書類		各事業年度ごとに貸借対照表、損益計算書の作成が必要(貸借対照表については、要旨の公告が必要)	同左	(左記)+事業計画書、収支予算書、資金調達設備投資に係る見込みを記載した書類、財産目録、役員等名簿、同報酬支払基準
・制限1		—	—	公益目的事業比率が50/100以上になると見込まれること。
・制限2		—	—	遊休財産額が公益目的事業に係る費用1年分を越えてはならない。
●定款				
・作成		社員全員の署名が必要	同左	同左
・剰余金		—	剰余金の分配は行わない旨の記載が必要。	—
・会費		—	会費の額を定款や定款に基づく約款等で記載する必要がある。	—
・財産使用制限		—	—	公益目的事業を行うための財産を使用又は処分に関する制限を記載する必要がある。

※:[]はダム工学会の推定納税額

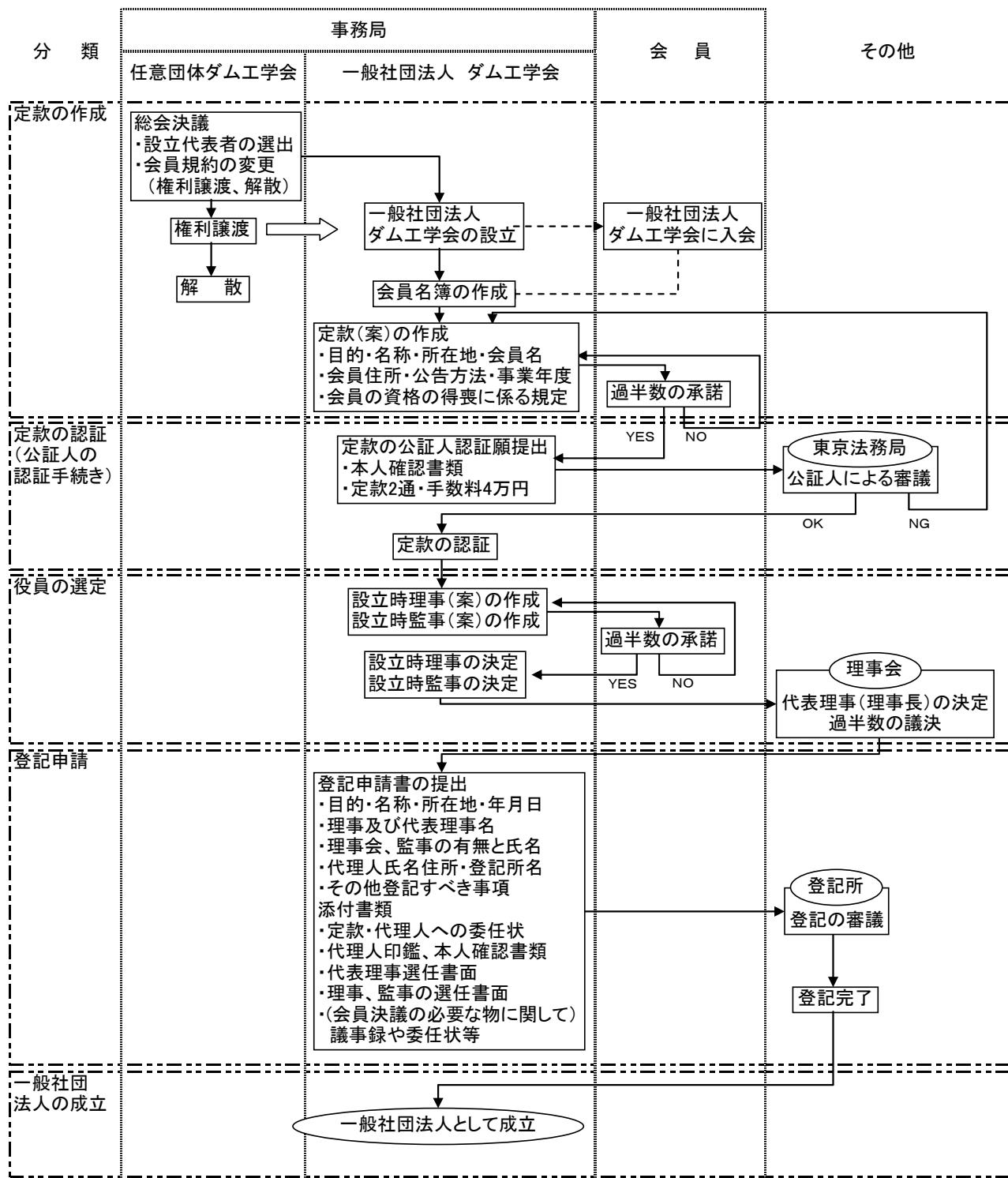


図2 一般社団法人までの流れ